

～もしもの災害に備えて、あなたのことをお知らせしてよいかお聞きします～

### 避難行動要支援者の登録および情報提供への同意確認について

常陸大宮市では、災害発生時に自ら避難することが困難な方「避難行動要支援者」について、安否の確認や避難支援などを実施するため、災害時用の「全体名簿」と平常時用の「同意者名簿」の2種類の「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

避難行動要支援者の対象要件に該当する方には、避難行動要支援者として登録するかどうか、平常時から活用される「同意者名簿」へ登録するかどうかのご意思について、**12月下旬頃、郵送による確認を行います。**

趣旨をご理解いただき、同封の同意確認書および情報提供内容を必要によりご記入のうえ、**返信用封筒に入れてポストへ投函してください。**

#### 【名簿の活用イメージ】

災害発生時に自ら避難することが困難な方「避難行動要支援者」を全体名簿に登録します。



全体名簿

#### 名簿情報を平常時から外部提供することへの同意確認

同意する



同意しない

同意者名簿に登録

平常時

避難支援等関係者に名簿情報を提供し、平常時からの個々の状況確認や見守り活動、避難支援プランの作成など、災害時の円滑な支援を図るために活用されます。



全体名簿に登録

災害時

災害時のみ、平常時から活動している避難支援等関係者へ全体名簿情報を提供し、協力および連携し、名簿に登録された方々の安否確認や避難支援を行います。



#### 【避難行動要支援者の対象要件とは？】

施設などの入所者および自力または同居する家族などの支援で避難できる方を除く、次の方が対象となります。

- ① 75歳以上のみの高齢者世帯
- ② 要介護認定3～5を受けている方
- ③ 身体障害者手帳1級または2級で、種別が第1種の方
- ④ 療育手帳AまたはAの方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級または2級の単身世帯の方
- ⑥ 特定疾患または小児慢性特定疾患重症認定患者
- ⑦ その他支援が必要と市長が認めた方（健康に不安を抱える方など）

#### 【災害時用の全体名簿とは？】

避難行動要支援者の対象要件に該当する方について、行政情報により市が作成した、避難支援を実施するための**基礎となる名簿**です。名簿には、氏名、生年月日、性別、住所または居所、電話番号、避難支援を必要とする事由などが掲載されます。

また、災害対策基本法により、災害が発生または発生するおそれがある場合においてのみ、**本人の同意を得ることなく、「避難支援等関係者」（区や自主防災組織、民生委員・児童委員など、避難支援に携わる関係者）へ名簿情報を提供することができ、避難支援の実施に活用されます。**

#### 【平常時用の同意者名簿とは？】

「避難支援等関係者」への名簿情報の提供に**同意された方の名簿**です。平常時からの見守り活動や災害時の円滑な支援を図るために活用されます。名簿には、氏名、生年月日、性別、住所または居所、電話番号、避難支援を必要とする事由のほかに、世帯区分、緊急連絡先、緊急時避難先、支援内容、その他特記事項などが掲載されます。

また、「避難支援等関係者」が本人やその家族などと打合せを行い、誰が、どこへ避難させるかなどの支援に関する必要事項を記載した個別計画「避難支援プラン」の作成にも活用されます。

#### 【お問い合わせ先】

常陸大宮市社会福祉課社会福祉G 52-1111（内線134）